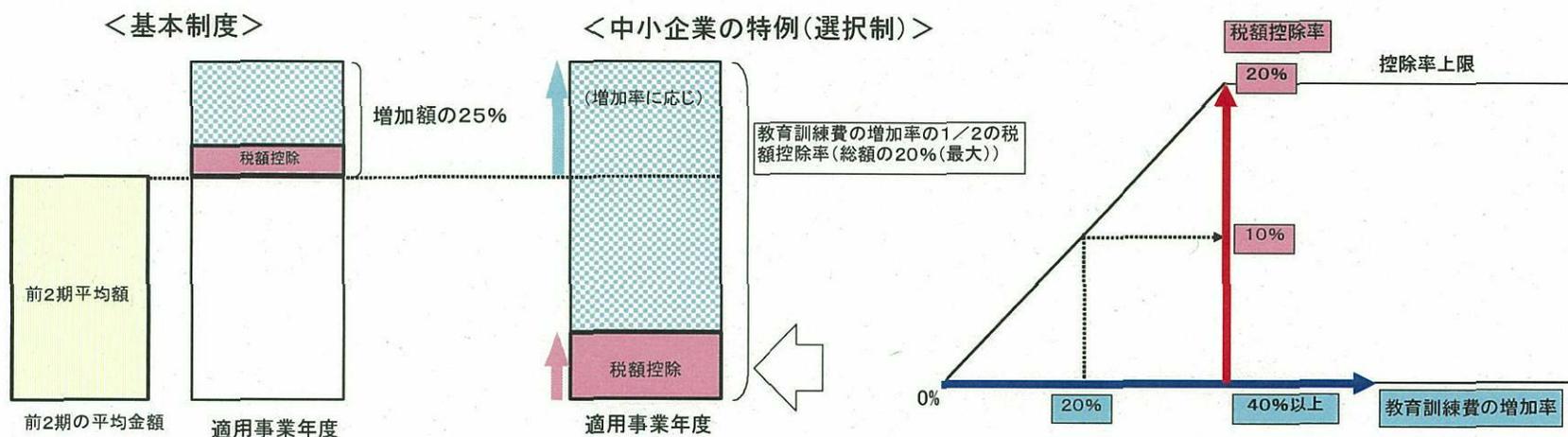


人材投資促進税制の概要

- ① **基本制度** 教育訓練費を前2事業年度の平均額(基準額)より増加させた企業について、その増加額の25%に相当する金額を当期の法人税額から控除する。(法人税額の10%限度)
- ② **中小企業の特例** 中小企業については、教育訓練費を上記基準額より増加させた場合、教育訓練費の総額に対し、増加率の1/2に相当する税額控除率(上限20%)を乗じた金額を当期の法人税額から控除する。(法人税額の10%限度。
①との選択が可能。)

※中小企業については、地方税(法人住民税)においても適用(課税標準を法人税額控除後の額とする)。



注)3年間の措置

税額控除の対象費用と具体例

- 講師・指導員等経費 : 社外講師・指導員に支払う講師料・指導員料
- 教材費 : 研修用の教材・プログラムの購入料等
- 外部施設使用料 : 研修を行うために使用する外部施設・設備の借上料、利用料
- 研修参加費 : 企業経営の観点から企業が従業員の教育訓練上必要なものとして指定した講座等の受講費用、参加費用
- 研修委託費 : 講師、教材等を含め研修全体を外部教育機関へ委託する場合の費用

税額控除額の例

A) 基本制度適用の例 : 教育訓練費(前2事業年度平均)1億円の企業が、当期における教育訓練費を

- ① 2,000万円(20%)増加させた場合 : ◇法人税額控除 500万円 <2,000万円(増加額)×25%(控除率)>
- ② 4,000万円(40%)増加させた場合 : ◇法人税額控除 1,000万円 <4,000万円(増加額)×25%(控除率)>

B) 中小企業特例適用の例 : 教育訓練費(前2事業年度平均)1,000万円の企業が、当期における教育訓練費を

- ① 200万円(20%)増加させた場合 : ◇法人税額控除 120万円 <1,200万円(総額)×20%×1/2(控除率 10%)>
- ② 400万円(40%)増加させた場合 : ◇法人税額控除 280万円 <1,400万円(総額)×40%×1/2(控除率 20%)>

(注) 中小企業の場合は、法人住民税の税額控除あり。

(論点)

＜企業主導の職業能力開発の促進＞

- ・ 近年、計画的OJTやOff-JTなど企業主導の職業能力開発が後退するとともに、中核的人材を早期に選抜したり、能力開発投資を集中させる傾向もうかがわれるが、知識社会化が進む中で、こうした傾向が続くことは、長期的に見れば企業の成長基盤を危うくするものではないか。
また、こうした企業主導の能力開発のかけりは、我が国が強みとしてきた現場力に深刻な影響をもたらしつつあるのではないか。
- ・ 趨勢的に増加しているパートタイム労働者等の意欲と能力が十分発揮できるよう業種の特長や企業ごとの状況の違いは踏まえつつも、企業による職業能力開発においても、これらの労働者に対してバランスのとれた配慮がなされる必要があるのではないか。
特にパートタイム労働者等に活躍の場を開いている好事例に見られる工夫等には参考とすべきところが多いのではないか。
- ・ 長期的視点に立って、企業主導の職業能力開発を促進することや、働き方の多様化に対応した取組を進めることは、個々の企業・労使のみならず、人口減少社会の到来を目前に控えた我が国経済社会にとっても重要な課題といえるのではないか。
その意味で、国としても、これまでの施策の実績や効果を改めて検証しつつ(資料3参照)、企業主導の職業能力開発の促進を効果的に後押しする施策を強化していくべきではないか。